インボイス登録をした皆さんへ

ご注意ください！



2027年から増税になります！

増税分を引き上げる請求・要求を！

2026年9月30日まで

2割特例

売上にかかる消費税の

2割を納付

2026年10月1日以降
（2027年・2028年）

3割特例

売上にかかる消費税の

3割を納付

（個人事業者のみ。27年1月から）

法人は26年10月1日以降に
始まる課税期間から特例が廃止

たとえば…

税込み売上が**110万円**なら
納付する消費税額

2万円（2割） → **3万円**（3割）

1万円の負担増！

増税分を引き上げる
請求・要求を！

免税事業者の皆さんへ

10月から「値下げ要求・登録強要」に注意！

- 「インボイスに登録してください」
- 「登録しないなら単価を下げます」
- 「仕入税額控除が減るので、その分値引きしてください」



こうした行為は、**独占禁止法**（優越的地位の濫用）、**取適法**（不当な買いたたき等）、**建設業法**（不当に低い請負代金の禁止）などに違反するおそれがあります。
まずは取引条件を確認・交渉しましょう！

免税事業者から仕入れをする一般課税の発注者の皆さんへ

10月1日から、免税事業者などインボイスを発行できない事業者からの仕入れについて、仕入税額控除の割合が

8割 → 7割 に縮小します。



その結果、あなたの会社の
消費税負担が増えることになります。

顧客・発注先に、免税事業者からの仕入れ分の**消費税負担を見越した見積もり・交渉**を通じて**適正な価格での取引**を行いましょう。

インボイス登録をすると…

- 消費税の申告・納税が必要になる
- 請求・記帳・申告などの事務負担が増える
- 登録をやめても、すぐに免税事業者に戻れない場合がある（取消しには期限があります）

登録をやめたいときは？

- 登録の取消しをするには、取り消したい課税期間の初日の15日前までに、所得税務署へ「**登録の取消しを求める旨の届出書**」を提出する必要があります。期限を過ぎると、取消しは翌々課税期間からになります。
- すでに「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出している場合は、その適用期間（提出から2年間）は、原則として免税事業者に戻ることができません。
その後、免税事業者に戻るには「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出し、翌課税期間からの適用となります。

消費税高い！
インボイス嫌！

消費税・インボイス制度についてお困りの際は組合へご相談ください

全建総連東京都連　建設ユニオン

〒175-0041　東京都渋谷区神南1－3－10
☎03－3462－5331